

第41号議案 大田区立児童館条例の一部を改正する条例

1 改正理由

大田区立蓮沼児童館御園分室は、平成28年4月に相生放課後ひろばの新設に伴い、学童保育の受入を停止している。この間、乳幼児親子を対象とした事業を実施してきているが、利用状況は低く、近隣施設（蓮沼児童館等）での受入が整っている状況にある。

そのため、令和5年12月31日付で「大田区立蓮沼児童館御園分室」を廃止するため、大田区立児童館条例の一部改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

令和6年1月1日から施行する。

○大田区立児童館条例

新旧対照表

新		旧											
大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号 第1条から第10条まで（現行のとおり） 別表		大田区立児童館条例 昭和42年4月1日 条例第9号 第1条から第10条まで（略） 別表											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館から 同 蓮沼児童館 まで <u>（削除）</u></td> <td>（現行のとおり） <u>（削除）</u></td> </tr> <tr> <td>同 本蒲田児童館から 同 蒲田児童館 まで</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大田区立大森中児童館から 同 蓮沼児童館 まで <u>（削除）</u>	（現行のとおり） <u>（削除）</u>	同 本蒲田児童館から 同 蒲田児童館 まで	（現行のとおり）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立大森中児童館から 同 蓮沼児童館 まで <u>同 蓮沼児童館御園分室</u></td> <td>（略） <u>同 西蒲田七丁目49番2号</u></td> </tr> <tr> <td>同 本蒲田児童館から 同 蒲田児童館 まで</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	大田区立大森中児童館から 同 蓮沼児童館 まで <u>同 蓮沼児童館御園分室</u>	（略） <u>同 西蒲田七丁目49番2号</u>	同 本蒲田児童館から 同 蒲田児童館 まで	（略）
名称	位置												
大田区立大森中児童館から 同 蓮沼児童館 まで <u>（削除）</u>	（現行のとおり） <u>（削除）</u>												
同 本蒲田児童館から 同 蒲田児童館 まで	（現行のとおり）												
名称	位置												
大田区立大森中児童館から 同 蓮沼児童館 まで <u>同 蓮沼児童館御園分室</u>	（略） <u>同 西蒲田七丁目49番2号</u>												
同 本蒲田児童館から 同 蒲田児童館 まで	（略）												
<p>付 則 この条例は、<u>令和6年1月1日から施行する。</u></p>													